

経済産業省告示第250号で公表した、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十三条第二項の規定に基づく、同条第一項の届出に係る平成十八年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量の一部を次のとおり訂正する。

平成20年2月12日

経済産業大臣 甘利 明

通し番号	化学物質の名称	製造数量及び 輸入数量を合 計した数量 (単位 トン)
------	---------	--------------------------------------

318	オクタデシルアミン（N-B）トニフェニルボラン の製造数量及び輸入数量を合計した数量190トン を39トンに訂正する。	190
-----	---	-----